

古代金石文と『耳比磨利帖』

東野治之

一、はじめに

日本の金石文研究は、江戸時代中期の好古趣味に発する長い歴史を持つが、その初期の著作として、玉田成章の編んだ『耳比磨利帖』（天明七年、一七八七年序）を挙げる事ができる。この法帖形式の書には九点の古代金石文が収載されており、早く神田喜一郎博士が、金石文研究の歴史を叙述される中で取り上げられたことがあった。¹ その価値を余り高くは評価できないとされた点は、大筋として従うべきであるが、内容について詳しくは紹介されておらず、その歴史的意義に関してもなお付言すべきことがないではない。この小文では、改めてその内容を紹介し、若干の私見を記すこととしたい。

二、『耳比磨利帖』の内容

『耳比磨利帖』は乾坤二冊から成り、古代から近世前期までの筆蹟一三五点を法帖の形で集めている。その標題を順に列挙すると次の通りである。古代の金石文や写経切等については、（ ）内に現在行われている名称を示した。

日本武尊書 城州八幡谷邑氏摹所伝

- 聖德太子書（戸隠切） 嵯峨法王門所蔵
- 聖武天皇宸翰（大聖武） 同
- 光明皇后令藻乃為真跡 南都仏足石所勒（仏足跡歌碑）
- 嵯峨天皇宸翰摘一聯 嵯峨法王門所蔵
- 大戦冠藤公書（多武峯切） 洛陽広沢氏蔵
- 吉備公書 同（虫喰切）
- 菅丞相書（讃岐切） 同
- 舍人親王書南都興福寺之露盤銘（葉師寺東塔擦銘） 江都牛山世龍摹所蔵
- 具平親王書 明人墨帖所載（戯鴻堂帖）
- 藤原惠美朝臣書（東大寺封戸処分勅書） 東大寺蔵什
- 藤原朝臣敏行書 高雄山鍾銘（神護寺鐘銘）
- 菅丞相書 兵庫真光寺蔵
- 小野道風書（道澄寺鐘銘） 和州栄山寺蔵什
- 弘法大師書 嵯峨法王門所蔵
- 佐理卿書 嵯峨法王門所蔵
- 南都興福寺銅燈台銘（南円堂銅燈台銘）
- 河州上太子蔵（叡福寺蔵聖德太子未來記）
- 源頼光朝臣書 難波小橋邑神社蔵

- 源撰州所命榜 丹州某氏藏
 源義家君書 大坂神田氏藏
 源頼政卿書 嵯峨天龍壽寧院藏
 鎮西八郎為朝書 洛陽出雲寺藏
 伝曰、鎌倉殿日記、摘二三
 源頼朝卿書 播州高砂三浦氏藏
 源判官書 泉州踞尾北村氏藏
 同 姫路惣社藏
 平相国書 和州郡山光慶寺藏
 平判官康頼書 京都春日龜氏藏
 小松内府書 兵庫來迎寺藏
 平内府所命伊都岐島鍾銘
 平能州書 泉州艸部大塚氏藏
 平薩州書 江都浅艸某藏
 鎌倉殿禁榜 梶原景時書 河州高安蘭光寺竹之坊藏
 〔平行盛詠草〕(原題欠)
 平敦盛書 撰州須磨寺藏
 熊谷二郎直実所書於平敦盛幌 同
 慈眼大師書 泉州木寺氏藏
 円光大師所書於平相国之旗 大坂一心寺藏
 朝比奈三郎義秀書 河州高安蘭光寺竹之坊藏
 佐々木三郎盛綱旗所書 撰州四天王寺藏
 梶原平三景時書 備前滝谷三村氏藏
 和泉三郎忠衡所置奥州松島燈籠銘
 撰州丹生山田千年家棟札
- 伊勢三郎義盛書 泉州踞尾北村氏藏
 武藏坊弁慶書 撰州須磨寺藏
 〔同右〕 撰州丹生山田鷲尾氏藏
 常陸坊海尊書 常州福泉寺藏
 大僧正慈円書
 北条泰時書 撰州原田長谷川氏藏
 北条時盛・同重時文 河州金剛寺藏
 最明寺時頼書 大坂内山氏藏
 越前州織田邑祠鍾銘(劍御子寺鐘銘)
 北条時宗書 鎌倉円覚寺藏
 北条貞時書 鎌倉円覚寺藏
 北条高時書 鎌倉円覚寺藏
 千葉介頼胤書 鎌倉円覚仏日庵藏
 〔武藏国豊嶋郡泉福寺真福寺両寺鐘銘〕 江都太田氏所摹〔曆応三年〕
 那須国造碑 下野国那須郡湯津里所置
 函石(元明天皇陵碑) 南都善城寺物
 形浦山碑(采女氏塋域碑) 河州春日村妙見寺物
 枚人碑(高屋枚人墓誌) 河州磯長里東福院物
 上州多胡碑
 以上「乾」冊
- 後醍醐天皇宸翰 洛陽広沢氏藏
 大塔宮尊雲親王書 同
 尊円親王書 嵯峨法王門所藏
 同 同
 花園院々宣 万里小路宣房卿書 播州報恩寺藏〔文保元年〕

院宣万里小路藤房卿書 撰州四天王寺藏〔建武二年〕
正親町院々宣 撰州四天王寺藏〔永祿〕
北畠源中納言書
新田左中将書 姫路正明寺藏〔建武元年〕
同 洛陽尾崎氏藏〔元弘三年〕
同 兵庫喜多風氏藏〔建武二年〕
楠中将書 河州金剛寺藏
楠中将書 河州觀心寺藏
楠正行書 同
楠正儀書 同
足助次郎重範旗所書 撰州四天王寺藏
備後三郎書 播州須安湯淺氏藏
足利尊氏公書 播州赤松氏藏〔延文二年〕
同 鎌倉円覚寺藏
足利義隆公書 撰州能勢松尾氏藏〔貞治六年〕
足利義滿公書 嵯峨天龍三會院藏〔至德乙丑〕
足利義持公書〔応永二十年〕
足利義教公書 播州赤松氏藏
右兵衛督源持氏書 鎌倉寛喜寺明王院藏
高武藏守師直書 姫路那波氏藏〔暦応元年〕
同 河州金剛寺藏
赤松円心則村書 播州報恩寺藏
赤松律師則祐書 同〔観応三年〕
赤松伊豆守元祐書 播州志方玉田氏藏
赤松左京大夫義祐書 播州法華山地藏院藏

管領細川頼之書 嵯峨天龍地藏院藏
同勝元書 嵯峨天龍真乘院藏
管領斯波義將書 濃州加納森氏藏〔嘉慶二年〕
大内左京大夫義興書 管領細川晴元書 難波小橋邑神社藏
大内左京大夫義隆書 城州横大路村上氏藏
畠山左衛門督持国書 河州觀心寺藏
三好長慶書 撰州西宮藏
三好範長書 兵庫正直氏藏〔天文九年〕
浮田氏八弥女書 須磨前田氏藏
橘氏女書 撰州呉田吉田氏藏〔元徳二年〕
氏家〔藤原氏元〕 濃州加納森氏藏〔天文十五年〕
武田信玄書 嵯峨天龍妙智院藏
上杉謙信書 洛陽祥光寺藏
上杉中納言書 同〔天正十年〕
〔足利義晴〕 同〔永祿十一年〕
北条氏政書 濃州加納森氏藏
平信長公書 嵯峨天龍妙智院藏
荒木撰津守書 撰州西宮藏
佐久間右衛門尉書 西蓮寺藏
十河丹波守重存書 泉州家原寺久藏院藏〔永祿五年〕
滝川左近書 須磨前田氏藏〔天正七年〕
加藤肥後守清正書 〔江都片岡氏藏〕〔天正十七年〕
藤堂少将高虎書 江都片岡氏藏
松永彈正少弼久秀書 大坂内山氏藏
安芸中納言書 江都中井氏藏

安芸中納言書 播州赤松氏藏

小早川隆景書 難波小橋邑神社藏

福島左衛門正則書 摂州大道沢田氏藏

堀尾帯刀吉晴書 摂州大道沢田氏藏

増田右衛門尉長盛書 濃州加納森氏藏

黒田如水軒書〔姫路芥氏藏〕

片桐市正書 姫路芥氏藏

後藤又兵衛尉書 江都中井氏藏

後藤助右衛門書後藤基次之叔父 姫路芥氏藏

細川幽齋書 姫路明石氏藏

蜂須賀阿波守家政書 大坂阿波氏藏

仙台中納言書 桑名侯奉納 大坂建国寺藏

小堀遠州書 浪華内山氏藏

石川丈山書 江都水野氏藏

東下野守常縁書 播州高砂井沢氏藏

楠正行書 玉田成章藏

僧一休書 摂州四天王寺藏

奥州宮城郡市川邑壺碑(多賀城碑)

以上「坤」冊

これらの資料の出処や玉田成章の履歴については、乾冊の最初に置かれた玉田成章の自序が参考となる。

耳比磨利帖自序

先輩有言、異邦人之嗜書也、恐或湮散、必模写刊刻帖、以広之尚翫矣。吾

東方、文明永治、遺墨陳毫、亦不乏於千載之下。雖然古之去今、遠矣。今之見後、又加遠焉。旧家之所藏、後必非無湮沈。丙午之冬、祇役撰津、適

觀耳比磨利之詠。実千載之遺翫也。乃模写露出於当頭、併從來所觀覽、尽以手刻之。大凡標於比帖、余幸得者也。未几赫々、焉能当其伯之一乎。如其淘汰与大成、以待将来君子。天明丁未仲春、書於撰津長柄邸舎。玉田成章印

（先輩言有り、異邦人の書を嗜むや、湮散或るを恐れ、必ず模写して刻帖を刊し、以て之を広め尚翫すと。吾が東方、文明永く治まり、遺墨陳毫もまた千載の下に乏しからず。然りと雖も、古の今を去る、遠なるかな。今の後を見る、また遠きを加えん。旧家の蔵する所、後必ずしも湮沈無きに非ず。丙午〔天明六年、一七八六〕の冬、撰津に祇役し、適ふたま「にひばり」の詠を觀る。実に千載の遺翫なり。乃ち模写して当頭に露し出だし、併せて從來觀覽する所、尽く以て之を手刻す。大凡此の帖に標するは、余の幸いに得たる者なり。未だ尽くさざること赫々、焉いざぞ能く其の伯の一に当らんや。其の淘汰と大成との如きは、以て将来の君子に待つ。

天明丁未〔七年〕仲春、撰津の長柄の邸舎に書す

これに拠ると、玉田は天明六年に大坂在番を命ぜられて撰津に下向したらしく、それを機に「にひばり」の詠を目睹して、こうした古い筆蹟の湮滅するのを恐れ、自らの集めていた筆蹟、拓本等を刊刻するに至ったことが判る。ところでこの玉田は、末尾の印章（図1）によると、右馬丞の受領名を有していたようである。神田博士はこの人物の素姓は不明とされたが、『寛政重修諸家譜』卷一四六八にみえる玉田忠四郎盛章が、この人物に当たるとはあるまいか。盛章は天明元年八月に、二十二歳で跡目を継ぎ、御小姓組の番士となった。「盛」と「成」の違いはあっても、その名の類似は注目に値し、著作には、実名の「盛」を省画して「成」を用いたのではなからうか。『寛政重修諸家譜』に大坂下向のことが見えないのは、記述が省かれたのであろう。とすれば、『耳比磨利帖』の序が記された天明七年には、二十八歳であったことになる。神田博



図1 「耳比磨利帖」序
(部分)

士は玉田成章について、「学問がなかった」と評されたが、むしろ若年の旗本としては、よく努めたといふべきであろう。そのことは、収録された史料の所蔵先を一瞥しても了解できる。即ち、所蔵先に山城・大和の著名な寺社を含むのは当然として、摂津、河内、和泉、播磨等の所蔵者が目立ち、その中には個人も少なくない。これらの資料の中には、玉田がかねてより収集していたものもあるかも知れないが、多くは大坂下向ののちに集めたと判断すべきであろう。そうなると天明六年冬の赴任から、自序の書かれた翌年二月までに、その全てが入手、版刻できたと見るのは早すぎる感があり、実際の刊行は、自序の日付よりやや遅れる可能性がある。

それはともあれ、当時は京都に藤貞幹が出て、好古の風が漸く考証学的な方向に向かおうとする時期ではあったものの、研究が盛んになるのはいま暫く後のことである。多胡碑の図版のように、本帖から『集古十種』に踏襲された図版があることをも考慮すれば、この時期に前掲のような多種の資料を集めて刊行した功は、たとえ偽物を含むにせよ、決して没せられるべきではない。

ただ当時の研究レベルや玉田の出自からして、この帖のもとになった資料がすべて原拓や実物でなかったのは、致し方ない。古代金石文について見ても、文学に崩れや変形の目立つものが少なくなく、薬師寺仏足石碑のように部分しか載録していないものもある。模拓や写しの類が含まれていることは、恐らく間違いない。しかし少なくとも金石文研究の史料として、この帖に意義が

ないわけではない。次節でこの点について具体的に述べてみよう。

三、拓影の史料価値

本帖の価値として第一に挙げるべきは、元明天皇陵碑の載録であろう(図2)。この碑は、『続日本紀』養老五年十月丁亥条に見える元明天皇の遺詔により作られたとされるもので、原碑は現在元明天皇陵の指定兆域内にあり(非公開)、その研究史や伝来経過については、福山敏男氏に詳細な研究がある。福山氏の研究によれば、明和七年(一七七〇)以降、藤貞幹が本碑に関する論及を始めていたが、碑そのものについては、『東大寺要録』巻八裏書の図に依拠しており、拓影の形では北条世行『集古法帖』(寛政五、六年、一七九三、九四年)や藤貞幹『端祥齋帖』(同八年)が最初という。本帖の拓影はこれに先立つもので、いまのところ最古の所収例といえよう。拓影から読みとられる文面は、末尾の「葬」字を欠く以外、とくに目新しい点はないが、現状が漫滅に近い状態であることを考慮すると、不正確とはいえ、碑面の本来の面影を偲ぶ手掛りとなる(「葬」字が欠けている理由については後述)。

またこの拓影の標題に「函石 南都善城寺物」とあるのも、本碑の古くからの通称と矛盾せず、もと奈良坂の善城寺に伝来したとの伝えを支証するものである。

古碑の十八世紀後半に遡る情報が得られるという点では、采女氏塋域碑の場合も注目される(図3)。この碑は「己丑年」(持統天皇三年、六八九)の年紀を有する金石文として名高いが、現在所在を佚し、真拓、模拓をとりまぜて拓影で文面が知られるばかりである。本碑については近江昌司氏の研究があり、真拓の同定と、釈文の確定が行われている。いまそれを掲げれば次の通りである。

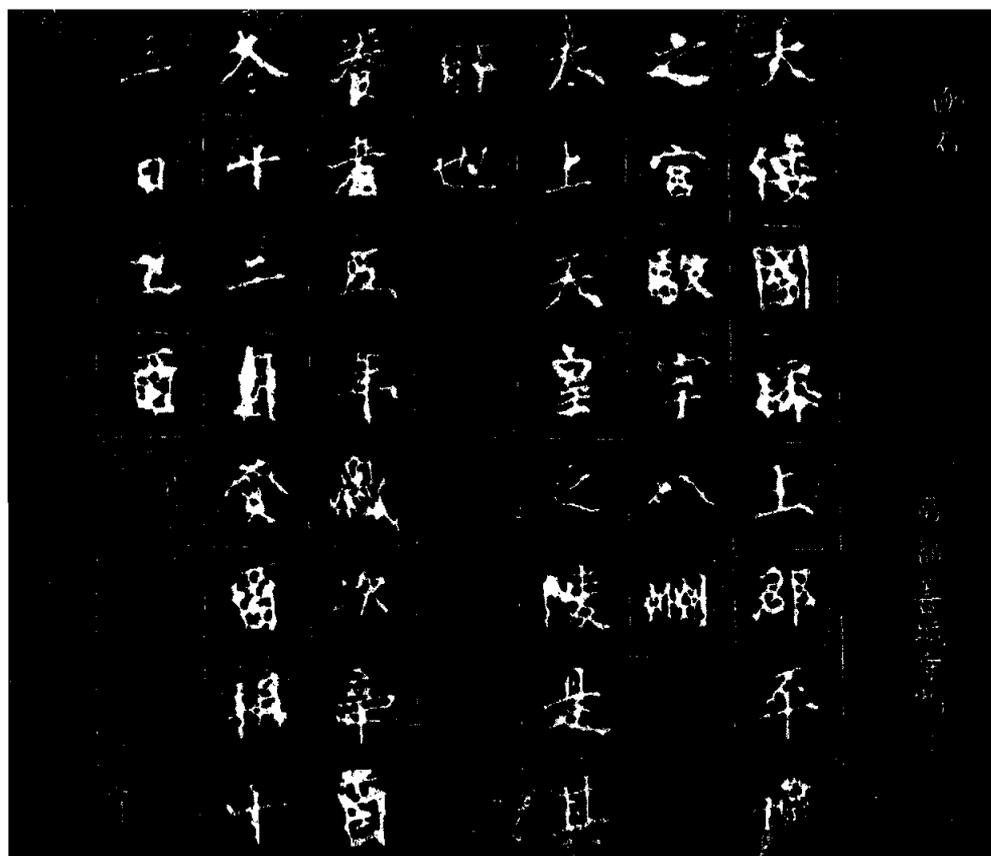


図2 元明天皇陵碑（『耳比磨利帖』乾）

傍地也

己丑年十二月廿五日

これは狩谷掖斎の釈読を近江氏が肯定されたものであるが、このうち「四千代」は「四十代」、「毀木」は「殺木」（殺は異体字使用）とみる異説が古くから存在する。ここで注意すべきは、『耳比磨利帖』所収の拓影が、真拓・模拓を通じ、これまた年代の判明する最古の例であることであろう。近江氏は、山田孝雄・香取秀真『古京遺文』（大正元年初版）に転載されたその拓影に言及されながら、何故かこれを藤貞幹の説に依拠した模拓とし、あたかも貞幹の『端祥齋帖』（寛政八年、一七九六年）より後出のものであるかのように扱われている。この拓影が、真拓と見られる静岡県立美術館本といずれが先かは不明としても、その古さからいって、本碑の銘文を考える重要な一資料であることはまちがいないであろう。

そこで『耳比磨利帖』の拓影をみると、近江氏も指摘された通り、①「墓」字が欠字となっていること、②「四千代」とあること、③日付が「傍地也」に続く形で入れられていることなどの特徴がある。①については、本書収録の元明天皇陵碑（図2）や高屋枚人墓誌（図4）で、墓や死亡に関わる文字が欠けていることが注意される。この「墓」もことさら欠けているように表現したのではなからうか。③は、この拓影を一頁分に収める便宜的な措置によるのであろう。そうになると、むしろ②の「四千代」が注目される。これは原碑の古い段階での情報を伝えたものと評価すべきである。また「毀木」の個所は、「殺」^キ「殺」（異体字）いずれともとれるが、どちらかといえば「殺」に近く、これも同様な評価が下されよう。文章の措辞としても、「木を殺る」が自然である。このように『耳比磨利帖』所収の拓影は、原物の失われたこの碑について、従来考えられた以上に、参考とすべき価値を保持しているように思う。

同様なことは、さらに多胡碑の拓影についても言える。上野三碑の一つとし

飛鳥浄御原大朝廷大弁
官直大式采女竹良卿所
請造墓所形浦山地四千
代他人莫上毀木犯穢

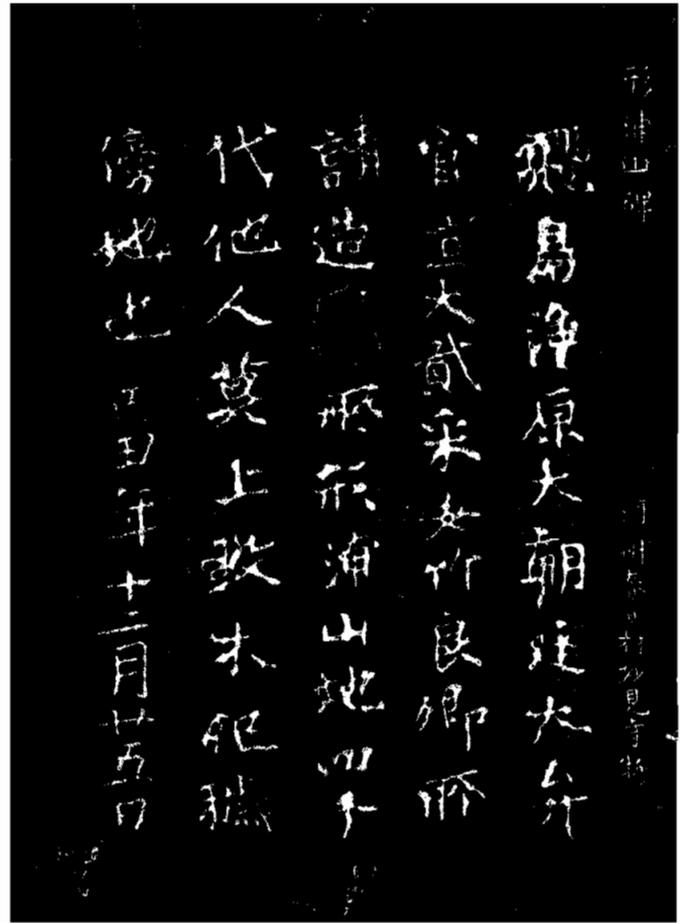


図3 采女氏築域碑（『耳比磨利帖』乾）

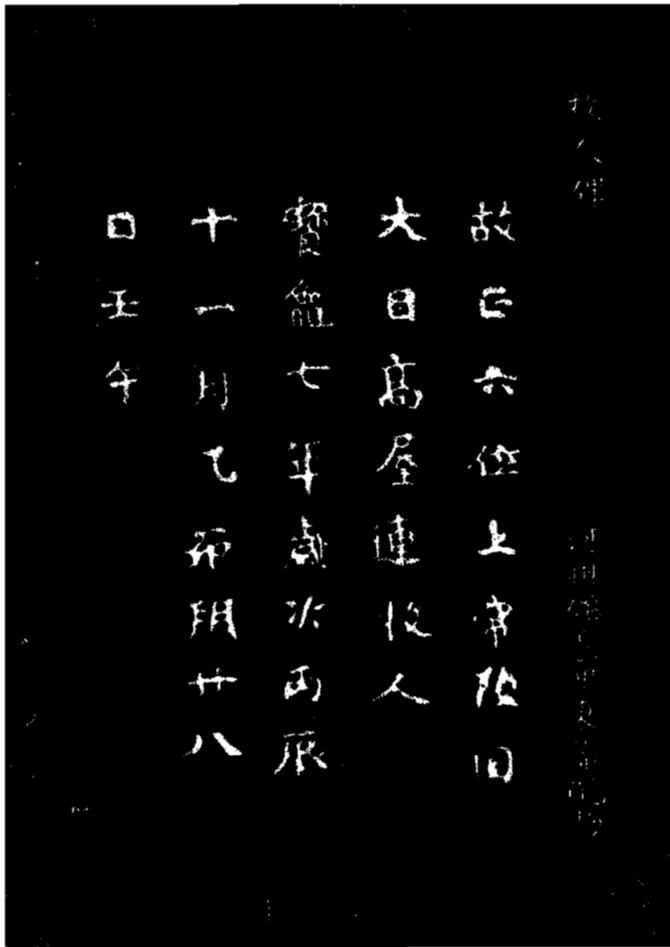


図4 高屋枚人墓誌（『耳比磨利帖』乾）

てあまりにも名高いこの碑について、多言は要しまいと思われるが、この碑の江戸前期以前の状態に関しては不明の点多く、偽作説すらないわけではない。本書所収の拓影は模拓とはいえ、このような問題を考える貴重な資料であろう。

まず注目できるのは、本書の拓影が、多胡碑の原字形をよく伝えていることである。仲川恭司氏の研究によれば、多胡碑の拓本の中には、現在の多胡碑の字形と異なる形を含んだものがあり、それらは多胡碑本体に加刻が行われる以前の字形を伝えている（図5）。たとえば現在の多胡碑（図6）における「緑野郡」の「郡」字は、他に五回現れる「郡」字に比し、「口」が著しく小さくなっている。また「正五位下」の「正」字は、第四画が著しく長く、第一画に接しているが、これらの特徴は、本来の碑の文字にはなかったもので、後世いつの時点かに加刻、変形された結果に他ならない。このことは、碑の実物について見ると明瞭に看取でき、「郡」の場合、当初の横長の「口」の字画が残っているし、「正」では第四画の彫りの調子が、縦画の上半と下半とで異なっている。

こうした原碑の特徴を念頭に置いて、『耳比磨利帖』の拓影をみると、「郡」は巾広の「口」を持ち、「正」は通常の形であるのに気づく（図7）。この拓影は必ずしも上質の出来とはいえないものであるが、右の点では碑への加刻が行われる以前の形を伝えていることが知られよう。問題はこの拓影が、いつごろの拓本をもとにしたかであるが、その点については『俳諧多胡碑集』（安永三年、一七七四年刊）所載の図が参考になる（図8）。この図では笠石の割れ目が示されているほか、文字の表現もかなり写実的であることが、小池浩平氏によって指摘されている。確かにこの図では、「官」「甘」「三」「戸」、四行目の「位」などの字画欠損が図示され、末行の「位」や「石」の字の傾き具合が表現されるなど、努めて原碑に忠実であ



図6 多胡碑拓本（現状）

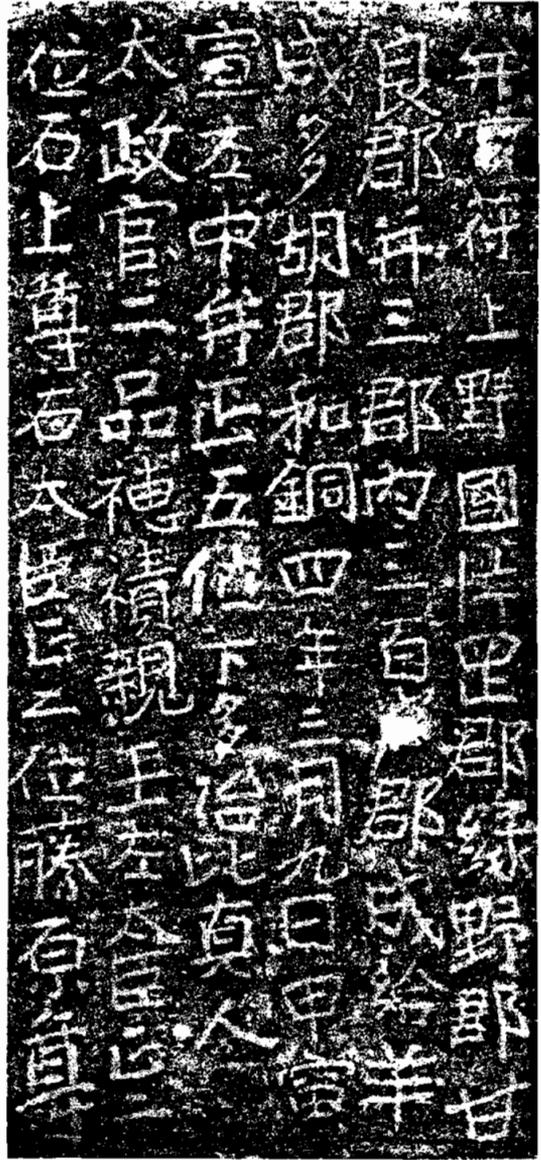


図5 多胡碑拓本（古拓）

ろうとした跡が看取できる。そこで問題の「郡」「正」に注目すると、ここでも本来の字形が保たれていると判断できよう。「耳比磨利帖」の拓影が仮りに古い拓本に基づくものであったとしても、この『俳諧多胡碑集』の図と併せ考えれば、「郡」「正」に加刻がなされたのは、少なくとも十八世紀後半の安永・天明以降とみて大過あるまい。

本書の拓影からこのような結論が導かれることは、多胡碑の模造碑を考える上にも少なからぬ影響がある。多胡碑には早くから模造碑が作られており、その中にはかえって真碑が含まれているとする説も提起されてきた。現在では、模造碑であることは認めつつも、それらこそ過去に存在した真碑を忠実に模したもので、現多胡碑は偽作であるとする説がある。その理由はおおむね左のようにまとめられよう。

- (1) 現多胡碑は砂岩製で、その脆弱な石質では、現状のように完好な形で古代から伝わるとは考えがたい。
- (2) それに対し、横尾家（群馬県妙義町）の碑（図9）や三浦家（福島県耶麻郡）の碑（図11）は堅緻な安山岩製で、文字も古風をとどめる。
- (3) 仁叟寺（群馬県吉井町）の碑（図10）は石質が多胡碑と等しく、古碑とは考えられないが、多胡碑よりやや降る時期に作られた真碑からの模造であろう。

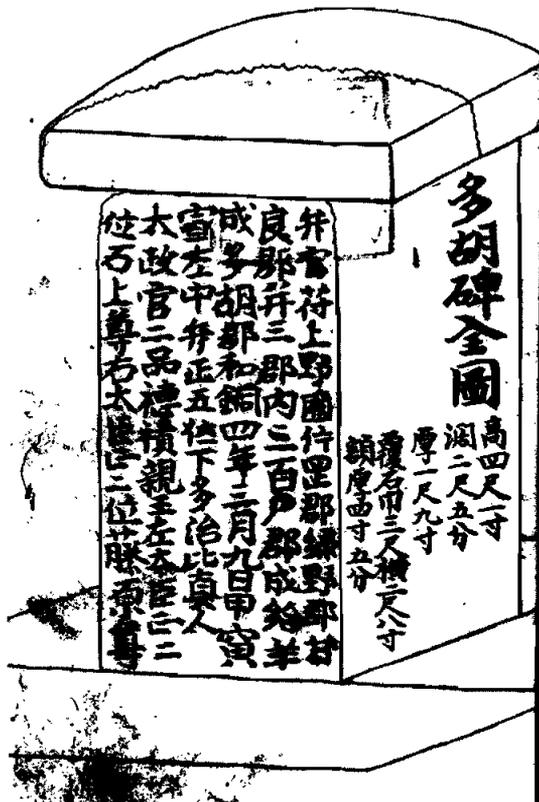


図8 『俳諧多胡碑集』より

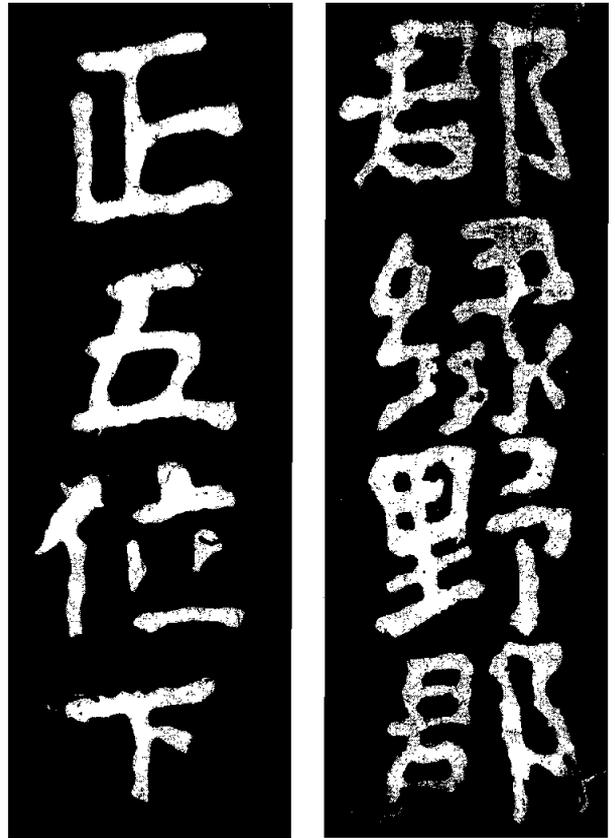


図7 多胡碑（部分）『耳比磨利帖』乾

しかしながらこうした偽作説が成り立たないことは、多胡碑への加刻を主な手がかりに仲川氏が喝破された通りである¹²⁾。仲川氏は詳説を省かれているが、横尾家の碑では「郡」「正」が加刻後の字形になっており、仁叟寺の碑も「郡」は加刻後の形である。もしこれらが真碑であったり、真碑の忠実な模作であるなら、このようなことはありえないはずである。

ただここで注意されるのは、仁叟寺碑の「正」字が加刻以前の古い形をとどめていることである。模造の精度から考えて、偶然とは思われず、これは恐らく、「郡」「正」への加刻が同時に行われたのではなく、「郡」よりおくれれて「正」への加刻がなされたためであろう。仲川氏が検討された多胡碑の拓本の中に、「郡」が改刻されながら「正」は完好なものがあるのは、その証である。仁叟寺碑は、このような段階にあった多胡碑を模したもので、模造年代は横尾家の碑より遡ると見なければならぬ。同様なことは、残る三浦家の碑にも当てはまる。

三浦家の碑は、下部三分の一ほどを欠いているのが大きな特徴であって、これのみをもってしても、ここにオリジナルな要素を認めるのは困難である。ただ「正」字は古形をとどめており、下部が欠けたのは二次的な断裂の結果とできないこともないが、碑文の周囲にある砂目状の縁取りが何としても不自然で、古代の碑には例を見ない。仁叟寺碑と同様、少し古い段階での模造と判断すべきである。

このように三つの碑は、いずれも現多胡碑の模造であることは明らかであるが、その古いものがいつごろの製作であるかは、字形の比較からは判明しない。そこで注目されるのが『耳比磨利帖』の拓影である。それを媒介とすることによって、いかに古い模造碑でも十八世紀後半以降のものに見当をつけることができる。模造碑が真碑、ないしかつて存した真碑の模造でないことは、書風からも明らかではあるが、そのみでは万人を納得させることは困難である。仲

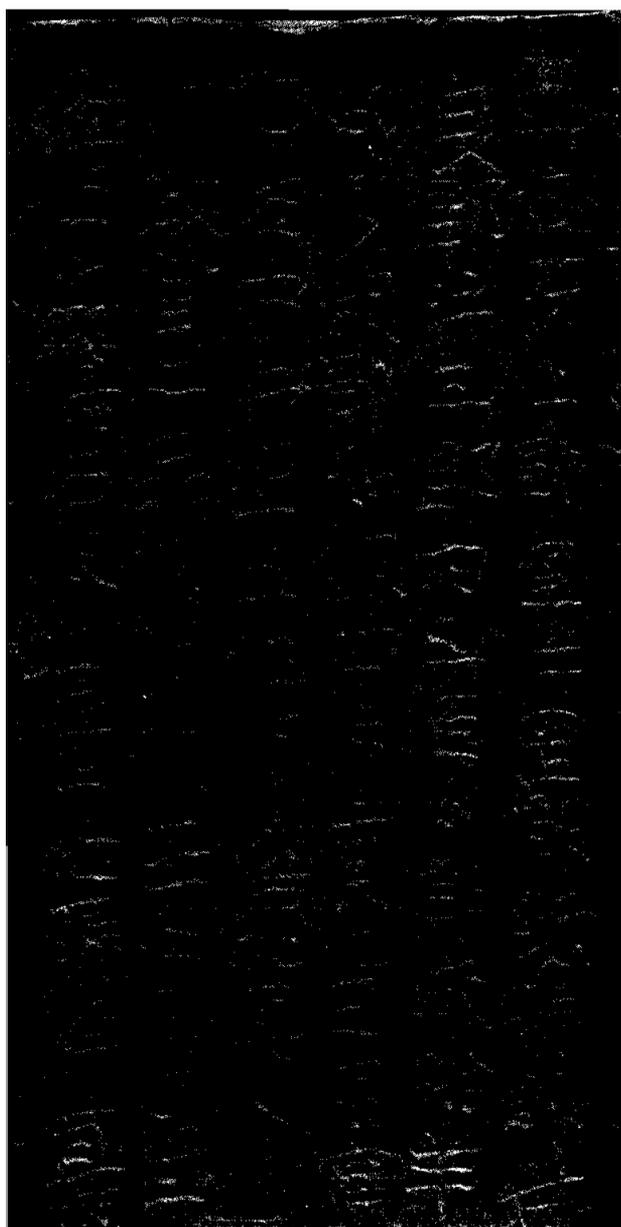


图10 仁叟寺碑

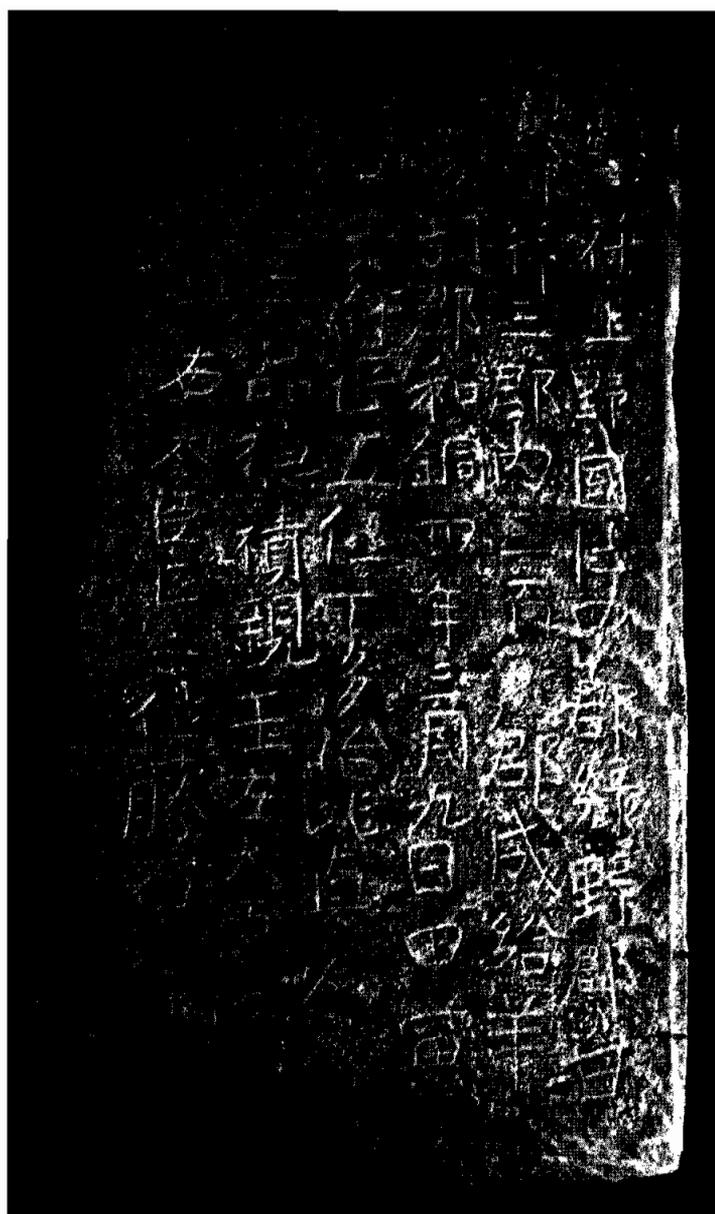


图9 横尾家碑

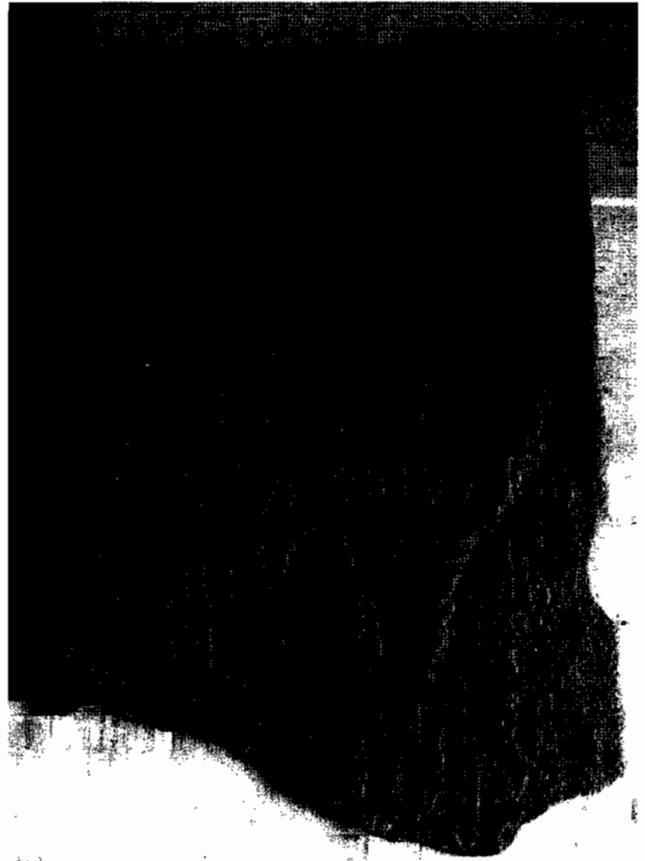


図11 三浦家碑

平安時代以降の資料にはほとんど論及できなかったが、それらも含め、「耳比磨利帖」再検討の動きが生じることを願って一まず擧筆する。

注

- (1) 神田喜一郎「日本金石学の沿革」(『芸林談叢』、法蔵館、一九八一年。一九七二年初出)。以下、同氏の説はこの論文による。
- (2) 藤原幹については、石川淳「京の墓」(『前賢余韻』、岩波書店、一九七五年)、藤原貞幹友の会「藤原貞幹 追悼号」(一九九六年)、上原真人「文字瓦と考古学―藤原貞幹の転向―」(日本考古学協会総会実行委員会「文字瓦と考古学」、国士館大学考古学研究室、二〇〇〇年)など参照。
- (3) 福山敏男「元明天皇陵碑」(著作集六、一九八三年)。
- (4) 近江昌司「采女氏埜域碑について」(『日本歴史』四三二号、一九八三年)。
- (5) 本文で先述した元明天皇陵碑末尾の「葬」、高屋枚人墓誌の「墓」「葬」が、その例である。あるいは不詳を避ける意から出たことであろうか。
- (6) 仲川恭司「多胡碑考察」(2)(『専修国文』三六号、一九八五年)。
- (7) 小池浩平「多胡碑研究のあゆみ」(新しい古代史の会編『東国石文の研究』、吉川弘文館、一九九九年)。
- (8) 小池浩平前注論文によれば、十八世紀半ば以降、多胡碑の採拓は領主の禁ずるところとなったようであるが、玉田氏の身分からすれば、入手が困難であったとはいえないであろう。また「耳比磨利帖」より古く、拓影の形で多胡碑を紹介したものに、沢田東江・高橋道斎「上毛多胡郡碑帖」(宝暦七年、一七五七年跋)があるが、その字形は「耳比磨利帖」より不正確で、「郡」についてはどの程度真を伝えているか、定かでない。
- (9) たとえば、滝沢精一郎「多胡碑存疑」、同「多胡碑存疑」補遺(『野州国文学』五号、六号、一九七〇年)。
- (10) 横尾家の碑は、加藤諄解説「多胡碑」(書跡名品叢刊一〇六、二玄社、一九七〇年)、群馬県立博物館「日本三古碑は語る」(一九九四年)に、三浦家の碑も「日本三古碑は語る」に図版がある。

川氏の指摘された加刻の事実に加え、「耳比磨利帖」の拓影を参照することによって、偽作説に対する客観的な反証が提示できるといふべきであろう。

なお多胡碑の素材である牛臥砂岩が、決して脆弱なものでないことは既に明らかになっているところであり、これを根拠に偽作説を唱えることができないのは、高島英之の説かれる通りである。

四、おわりに

以上、「耳比磨利帖」をめぐる、その成立と性格、古代金石文批判への貢献点などを論じてきた。古代金石文の中では、元明天皇陵碑、采女氏埜域碑、多胡碑の三件を取りあげるとどまったが、それらのみでも、本書の持つ価値が必ずしも低くないことを明らかにできたと考えられる。本稿では私の能力の故に、

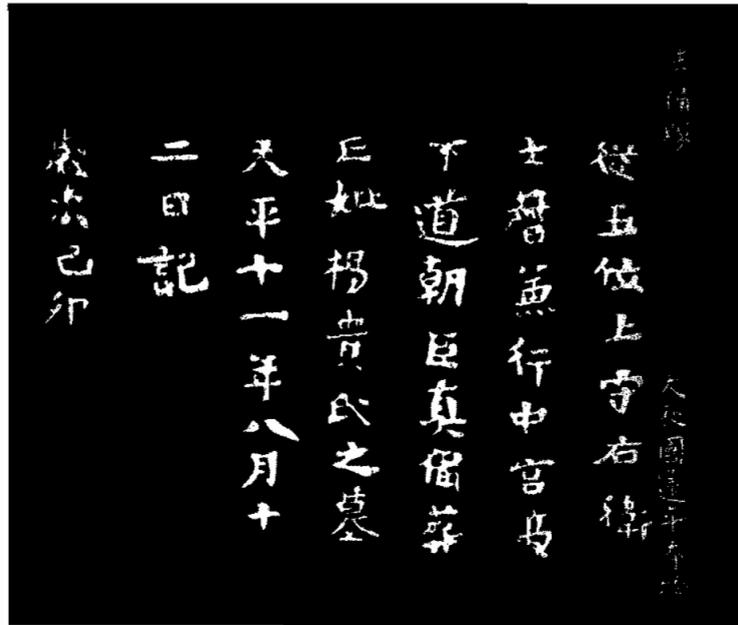


図12 楊貴氏墓誌（『耳比磨利帖』寛政版）

- (11) 仁叟寺の碑は、加藤諄解説注10前掲書所載。
- (12) 仲川恭司注6論文。
- (13) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「矢田遺跡」1～7、一九九〇年～一九九六年。
- (14) 高島英之「多胡碑を読む」（注7前掲書）。

〔挿図出典〕

- 図5 西東書房「多胡郡碑」一九五六年
- 図6 講談社「日本書道大系」1 一九七二年
- 図9 小池浩平氏提供
- 図10 同右

図11 二玄社書跡名品叢刊「多胡碑」一九七六年

〔追記〕

本稿の成稿後、大正三年（一九一四）に複製された「聖賢武將耳比磨利帖」上・下（福原久太郎編輯、福原古香堂発行）を触目する機会があった。本書は印刷による複製ではあるが、原書を忠実に襲っている。ただ原書にあった栗嶋内山の後序（天明丁未年春三月付）が省かれ、かわりに下の末尾に寛政丁巳後七月念五日（寛政九年閏七月二十五日、一七九七年）付の林述斎の跋が付くなど、明らかに後刷を底本とした複製である。収録作品の排列や頁の構成にも入れ替えがあり、瞥見したところでは、原書になかった楊貴氏墓誌が「吉備塚大和国蓮平寺物」として収録されるなど、内容にも出入りがあるようである。この後刷本の原品は目録していないが、『耳比磨利帖』の史料的价值は、やはり修訂前の版で論じるべきであろう。

なお楊貴氏墓誌の部分を参考までに付載する（図12）。この墓誌は享保年間に発見されたと伝え、その後現地宇智郡大沢村の蓮華寺に保管されていた。「蓮平寺」はその寺名を誤ったものであろう。この墓誌をめぐる詳細は、近江昌司「楊貴氏墓誌の研究」（『日本歴史』二二一号、一九六五年）参照。

（二〇〇四年一月二十六日）